

3 環管第 19 号
令和 3 年 1 月 27 日

株式会社市民風力発電
代表取締役 鈴木 亨 様

京都府知事 西脇 隆俊

(仮称) 太鼓山ウインドファームに係る環境影響評価準備書に対する意見書について

令和 2 年 7 月 20 日付けで提出された上記環境影響評価準備書について、京都府環境影響評価条例（平成 10 年京都府条例第 17 号）第 23 条第 3 項の規定により、別添のとおり意見書を送付します。

担当	府民環境部環境管理課 指 導 係
電話	0 7 5 - 4 1 4 - 4 7 0 7
F A X	0 7 5 - 4 1 4 - 4 7 0 5

別紙

今後の手続及び本事業の実施に当たっては、次の事項に留意すべきである。また、次の事項を踏まえた検討の過程及び内容を評価書に記載すべきである。

1 全般的事項

- (1) 風力発電機の諸元や土地の改変の範囲等、事業計画の詳細の決定に当たっては環境影響を回避し、又は極力低減するよう検討すること。
- (2) 準備書に記載されている環境の保全及び創造のための措置（以下「環境保全措置」という。）を確実に実施するとともに、最新の環境保全技術を導入するなど、より一層の環境影響の回避又は低減に努めること。
- (3) 「2 個別事項」を踏まえて適切に環境監視を実施し、その結果に基づき必要と認められるときは、追加的な環境保全措置を適切に講じ、環境影響を回避し、又は極力低減すること。なお、追加的な環境保全措置の検討に当たっては、関係機関や専門家等の意見を踏まえること。
- (4) 予測された影響の程度を総合的な評価において簡潔に記載する等、住民に分かりやすいように評価書を作成すること。

2 個別事項

(1) 騒音及び低周波音に係る影響

- ア 風力発電機の稼働に伴い発生する 20Hz 以上を含む低周波音全体について、「低周波音問題対応の手引書」（平成 16 年 6 月環境省）等も参照し評価すること。
- イ 騒音を伴う工事の詳細計画について、評価書に記載するとともに、周辺の住民等に周知すること。
- ウ 工事用資材等の搬出入及び施設の稼働に伴う騒音について、モデルによる予測の誤差も考慮して再度評価すること。

(2) 水環境に対する影響

濁水の流出防止のための措置について、周辺の湿地等の状況をモニタリングしながら適切に実施し、水環境への影響を回避し、又は極力低減すること。

(3) 風車の影に係る影響

対象事業実施区域の西側の住居等に対する風力発電機の影による影響について、必要に応じて、住民等の意見も踏まえて追加的な環境保全措置を適切に実施すること。

(4) 動物、植物及び生態系に対する影響

- ア 施設の稼働開始後、死骸調査等により鳥類やコウモリ類の風力発電機への衝

突の状況を適切に把握すること。

イ 風力発電機ヤードの砕石敷や定期的な草刈り、動物の侵入防止対策等といった環境保全措置を適切に実施し、鳥類やコウモリ類の風力発電機への誘因・衝突等を回避し、又は極力低減すること。

ウ 長期的な観点から植生や生息環境等の自然的状況の変化をモニタリングし、事業に伴う環境影響の評価や環境保全措置が有効であることを確認すること。

(5) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

施設の稼働による森林公園スイス村への影響について、稼働開始後に同施設管理者との情報交換等を行い、適切に把握すること。

(6) 廃棄物等に係る影響

事業に伴う廃棄物及び発生土等について、発生量の低減や再資源化等による有効利用を検討し、具体化した内容を評価書に記載すること。